一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年10月8日
事業者の氏名又は名称	株式会社松山ロジテック(法人番号3500001013550)(代表者　千三木崇)
事業者の所在地	愛媛県松山市立花三丁目7番13号
営業所の名称	南高井営業所及び砥部営業所
営業所の所在地	愛媛県松山市南高井町1216番6(南高井営業所)、愛媛県伊予郡砥部町高尾田119(砥部営業所)
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(246日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第15条第1項第1号、同条第4項
違反行為の概要	令和7年10月2日及び同年10月24日に、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、10件の違反が確認された。 (1)自動車車庫の位置及び収容能力に係る事業計画変更認可を受けていなかったこと(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号) (2)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間、連続運転時間、1日当たりの運転時間及び1週間当たりの運転時間の限度を超え、また所定の休息期間が十分確保されない状態で乗務していた者があったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、運転者の一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間において144時間を超えていた者がいたこと(安全規則第3条第4項) (4)運転者等が酒気を帯びた状態で運行の業務を行っていたこと(安全規則第3条第5項) (5)運転者等に対する点呼が確実になされていなかったこと(安全規則第7条第1項、第2項、第3項) (6)運転者等に対する点呼の実施結果の記録内容が不適切であったこと(安全規則第7条第5項) (7)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (8)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (9)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (10)運行管理者に対して、法令で定められた講習を受講させていなかったこと(安全規則第23条第1項)
当該違反点数(営業所)	25点
違反点数(事業者)	25点

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和8年10月8日
事業者の氏名又は名称	有限会社スクスイトランスポート(法人番号7490002009117)(代表者　中山昌幸)
事業者の所在地	高知県宿毛市押ノ川80－1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	高知県宿毛市押ノ川字竹ノ鼻80－1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第15条第4項
違反行為の概要	令和8年1月28日及び同年3月11日に、労働局と合同で監査を実施したところ6件の違反が確認された。 (1)運転者等に対する点呼の実施結果の記録が確実になされていなかったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項) (2)運転者等の業務について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第8条) (3)運行記録計による記録が確実になされていなかったこと(安全規則第9条) (4)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(安全規則第9条の5第1項) (5)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項についての特別な指導が不適切であったこと(安全規則第10条第2項) (6)新たに雇い入れした運転者及び高齢運転者に対して法令で定められた適性診断を受診させていなかったこと(安全規則第10条第2項)
当該違反点数(営業所)	8点
違反点数(事業者)	8点

※　当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。